

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和3年11月22日付けで行った、「保護カード（県の一連番号〇〇－〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）及び「保護カード（県の一連番号〇〇－〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）の部分開示決定は、別表に掲げる部分は理由の提示に不備がある違法なものであることから取り消すべきであるが、その余の部分を開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求等の経緯

#### （1）処分の経緯

ア 審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、令和3年9月28日付けで実施機関に対し、「保護カード、動静簿、精神障害者通報に記録された、私の個人情報、〇〇署令和〇年〇月〇日以降」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、条例第22条第2項の規定に基づき、令和3年10月12日付けで本件開示請求に対する開示決定等の期間延長について、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、令和3年11月22日付けで本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### （2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）に基づき、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和3年12月24日付けで本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### （3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和4年6月1日に諮問庁から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和4年8月18日に諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第17条該当性について

本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2に含まれる、各不開示情報の条例第17条各号の該当性については、本件処分の不開示理由のとおりである。

#### (2) 「知る権利」について

開示請求権は条例第15条第1項に、「何人も実施機関に対し自己を本人とする保有個人情報の開示を求めることができる」と規定されている。一方で、条例第17条柱書きに「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定され、条例第19条では、個人の権利利益を保護するために特に必要があるときには、裁量的開示が認められていることから、条例の構造として、条例第17条各号に規定されている不開示情報の開示は原則禁止されていると解釈できる。

つまり、開示請求権は、条例の限度内において行使される権利であり、その権利を行使したからといっても、合理的に判断された不開示情報の開示にまで及ぶものではない。また、裁量的開示は、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量して判断される。

よって、実施機関は、本件開示請求において、開示できる情報及び条例第17条の不開示情報を、条例第18条第1項の規定によって開示請求者に対し本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2として部分開示しており、また、当該不開示情

報は、裁量的開示とするまでには至らないものであったことから本件処分をしたものであり、審査請求人が行使した開示請求権に、条例に基づき適正に込えている。

(3) 「裁判において必要な審議内容のため」について

民事もしくは刑事裁判で審理のために必要と認められる証拠資料は、他の法令によって収集する方法が定められているとともに、(2)の主張にもあるとおり、開示請求権は条例の限度内で権利としての性質を持つものであって、「裁判において必要な審議内容のため」という審査請求人の事情によって、不開示情報を開示することにはならない。

## 5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2について

本件対象保有個人情報1は、〇〇警察署が令和〇年〇月〇日に審査請求人を保護した際に作成した保護カードであり、本件対象保有個人情報2は、〇〇警察署が令和〇年〇月〇日に審査請求人を保護した際に作成した保護カードである。保護カードには、被保護者の住所、氏名、生年月日等のほか、通報者の氏名及び住所、発見の端緒が記載されており、「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄には保護をした理由が記載されている。

実施機関は、本件対象保有個人情報1について、警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員除く。）については条例第17条第3号及び第5号、開示請求者以外の個人に関する情報については条例第17条第3号及び第7号柱書き、他の公共機関との連携に支障を及ぼすおそれのある情報については条例第17条第7号柱書きに該当すると主張し、また、本件対象保有個人情報2について、警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員除く。）については条例第17条第3号及び第5号に該当すると主張し、本件処分を行った。これに対し審査請求人は、本件処分の取り消しを求めている。そこで、本件処分における不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 不開示部分の不開示情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報1について

(ア) 警察職員の氏名（警部及び警部相当職以上の職員除く。）（以下「警部補以下の

職員の氏名」という。) について

条例第17条第3号は、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する場合は不開示情報から除くものとしている。

本件対象保有個人情報1を見分したところ、実施機関が不開示とした情報は、警察職員の氏名及び印影であることが認められ、これらの不開示情報は、警部補以下の階級にある警察職員の氏名及び印影であることが確認できた。これらは、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第17条第3号本文に該当し、また、同号ただし書に該当する特段の事情も認められない。

したがって、警部補以下の職員の氏名は、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

なお、警部補以下の職員の氏名については、上記のとおり条例第17条第3号に該当するため、実施機関の主張する条例第17条第5号該当性については判断するまでもない。

(イ) 開示請求者以外の個人に関する情報について

本件対象保有個人情報1を見分したところ、実施機関が不開示とした情報は、「発見日時等」欄のうち、通報者に係る部分（以下「不開示部分1」という。）、「発見日時等」欄のうち、端緒に係る部分（以下「不開示部分2」という。）及び「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」欄に記載された情報の一部（以下「不開示部分3」という。）であることが認められたことから、それぞれについて検討する。

a 不開示部分1について

不開示部分1は、審査請求人を保護した際、通報をした者の住所及び氏名が

記載されており、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第17条第3号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないものである。

したがって、不開示部分1は、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

なお、不開示部分1は、上記のとおり条例第17条第3号に該当するため、実施機関の主張する条例第17条第7号柱書き該当性については判断するまでもない。

b 不開示部分2について

不開示部分2は、どのような端緒で審査請求人を保護することになったのかについて記載されている。

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、条例第21条第2項の規定に基づき、開示請求者に対して、当該決定した旨を書面により通知しなければならないとされ、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）第8条第1項及び第2項においては、その理由の提示についても書面で行わなければならないとされている。

実施機関は、不開示部分2について、条例第17条第3号及び第7号柱書きに該当する不開示情報と主張しているが、条例第17条第7号柱書きの不開示理由として、部分開示決定通知書には「開示することにより、記録に基づく保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号柱書きに該当するため。」と記載されている。しかし、当該記載内容から同号の不開示情報に該当する根拠が了知することができるとは認められず、理由の提示として十分なものとはいえない。当該不開示情報を開示することで、どのような理由により「記録に基づく保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるのかを理解することができる理由の提示を行うべきである。

したがって、不開示部分2は、理由の提示に不備があると判断する。

c 不開示部分3について

不開示部分3は、通報者が通報した内容が記載されており、通報を受け警察官が現場臨場したものである。不開示部分3を開示することとなれば、通報内容が開示されることを考慮して、通報者が通報をためらうことにより、実施機

関が行う保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、不開示部分3は、条例第17条第7号柱書きの不開示情報に該当する。

なお、不開示部分3は、上記のとおり条例第17条第7号柱書きに該当するため、実施機関の主張する条例第17条第3号該当性については判断するまでもない。

(ウ) 他の公共機関との連携に支障を及ぼすおそれのある情報について

条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、イ、ロ、ハ、ニ及びホを例示している。

本件対象保有個人情報1を見分したところ、実施機関が不開示とした情報は、審査請求人を保護した際、対応した救急隊員名が記載されていることが認められる。

実施機関は、当該不開示情報について、条例第17条第7号柱書きに該当する不開示情報と主張しているが、条例第17条第7号柱書きの不開示理由として、部分開示決定通知書には「開示することにより警察と他の公共機関との連携を妨げ、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第17条第7号柱書に該当するため」と記載されている。当審査会において、諮問庁の職員から不開示理由について説明を受けたところ、不開示とする特段の事情があるとのことであるが、その理由は、部分開示決定通知書に記載された不開示理由から了知することができるものではなかった。特段の事情に該当するのであれば、本件処分時において不開示とされた情報がどのような情報で、これを開示することで、なぜ警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるのかについて理解することができる理由の提示を行うべきであり、理由の提示として十分なものとはいえない。

したがって、当該不開示情報は、理由の提示に不備があると判断する。

イ 本件対象保有個人情報2について

(ア) 警部補以下の職員の氏名について

本件対象保有個人情報2を見分したところ、実施機関が不開示とした情報は、警察職員の氏名及び印影であることが認められ、これらの不開示情報は、警部補以下の階級にある警察職員の氏名及び印影であることが確認できた。これらは、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第17条第3号本文に該当し、また、同号ただし書に該当する特段の事情も認められない。

したがって、警部補以下の職員の氏名は、条例第17条第3号の不開示情報に該当する。

なお、警部補以下の職員の氏名については、上記のとおり条例第17条第3号に該当するため、実施機関の主張する条例第17条第5号該当性については判断するまでもない。

### (3) その他

審査請求人は、知る権利があると主張する。しかしながら、知る権利には、これを具体化する法令が存する場合に、その法令の限度で具体的な権利としての性質を持つものであると解されるところ、本件においては、条例の定めるところにより不開示の是非を判断するほかないため、当審査会としては「1 審査会の結論」のとおり判断せざるを得ない。

審査請求人及び実施機関は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### (4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

桑原 勇進、栗原 隆之、寺田 麻佑

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
令和 4 年 6 月 1 日	諮問（諮問第177号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理

令和 4 月 7 月 2 1 日	審議
令和 4 年 8 月 1 8 日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和 4 年 9 月 5 日	審議
令和 4 年 1 0 月 1 3 日	答申



別表

	該当箇所
本件対象保有個人情報 1	「発見日時等」欄のうち、「端緒」
本件対象保有個人情報 1	「発見場所からの救急車要請」欄のうち、「隊員名」